



高林駐在所だより



令和8年9月号
那須塩原警察署 電話 0287-67-0110
高林駐在所 電話 0287-68-0024



秋の交通安全県民総ぐるみ運動！！



○ 実施期間

令和8(2026)年9月21日(月)～9月30日(水)

○ 運動の重点

- ・歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ・自転車の夕暮れ時の早めライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



【統一行動日】

- 9月24日(木) 「子どもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」
推進強化の日
9月25日(金) 「飲酒運転根絶」・「夜間走行中の原則ハイビーム」
徹底強化の日
9月28日(月) 「自転車の安全で適正な利用」強化の日
9月30日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

2026年9月1日から生活道路は30km/h制限

道路交通法施行令改正により、9月から中央線等のない一般的な生活道路の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。
※道路標識等で個別に最高速度が指定されている場所は、これまで通りその指定速度が優先されます。

知らないと速度違反に！